

利用区分の変更について

令和5年9月20日・24日

公民館の利用区分の変更案に関する説明会

狛江市立公民館

現在の利用区分について

現在の公民館の利用区分は、以下の3区分となっています。

①午前：9時～12時

②午後：13時～17時

③夜間：18時～21時30分

※開館時間：9時～21時30分

利用区分を変更する理由（以前からの課題）

- 以前から中央公民館では「予約が混んでいるため、部屋を確保しにくい」という問題があります。
- **活動所要時間が3時間以下となっている団体が多く、利用区分の時間枠を使い切れていない**状況が見受けられます。
- 中央公民館の休館中（令和6年9月～令和7年10月）は、西河原公民館の利用の増加が見込まれます。
- 狛江市立公民館運営審議会答申（平成29年3月）において、「若い世代も利用しやすいような公民館の利用時間帯（貸出時間帯）の設定を工夫すること。」との意見が出されています。

4区分へ変更することを決定

『狛江市民センター改修基本構想（令和4年11月）』

市民センターの改修に合わせて、公民館の利用区分を**3区分**から**4区分へ増やして**、**利用団体の活動機会を増やす**ことが示されました。

現状		変更後	
3区分		4区分	
1	午前	1	午前
2	午後	2	午後①
3	夜間	3	午後②
		4	夜間

具体的な4区分案について

以前実施したアンケートや利用者懇談会、利用状況、近隣自治体の状況等を踏まえ、以下の4区分案にすることを考えています。

現状3区分	
開館時間	9時
午 前	9時～12時 (3時間)
空き時間	1時間
午 後	13時～17時 (4時間)
空き時間	1時間
夜 間	18時 ～21時30分 (3時間30分)
閉館時間	21時30分



4区分案	
開館時間	9時
午 前	9時～12時 (3時間)
空き時間	—
午後①	12時～16時 (4時間)
空き時間	—
午後②	16時～19時 (3時間)
空き時間	—
夜 間	19時～22時 (3時間)
閉館時間	22時

4区分案の考え方のポイント

- ▼利用時間を22時まで延長！
- ▼各時間帯で3時間を確保、午後①を4時間に設定！
- ▼全ての時間（9時～22時）を活動できる時間に！
- ▼開始・終了の時間を分かりやすく！



4 区分案の提案理由

以下の4点を踏まえて提案しました！

- アンケート結果と、その理由
- 利用者懇談会での主な意見
- 利用状況（活動所要時間）
- 近隣自治体の状況



アンケートの結果

アンケートの結果は、①案が一番多く、続いて②案、③案、④案の順となりました。
なお、⑤案（その他含む）では、21時台で終了する案や現状維持など様々な意見をいただきました。

①案	②案	③案	④案	⑤案（その他）
72団体 38.1%	40団体 21.2%	26団体 13.8%	13団体 6.9%	38団体 20.1%
9時～12時 (3時間)	9時～12時 (3時間)	9時～12時 (3時間)	9時～12時 (3時間)	(~)
30分	1時間	—	—	
12時30分 ～15時30分 (3時間)	13時～16時 (3時間)	12時～16時 (4時間)	12時～16時 (4時間)	(~)
15分	—	—	—	
15時45分 ～18時45分 (3時間)	16時～19時 (3時間)	16時～19時 (3時間)	16時 ～18時30分 (2時間30分)	(~)
15分	—	—	—	
19時～22時 (3時間)	19時～22時 (3時間)	19時～22時 (3時間)	18時30分 ～22時 (3時間30分)	(~)

※百分率（％）の計算は、小数点第2位以下を四捨五入して算出しているため、合計が100%になっていません。

それぞれの案を選んだ理由

- ①案：時間が均等。空き時間がある。
- ②案：時間が均等。分かりやすい時間帯。
- ③案：活動時間に4時間は必要。
- ④案：夜間の開始時間が早い。若い世代が利用しやすい。
- ⑤案：21時台で終了する時間帯。現状維持 など

利用者懇談会での主な意見（抜粋）

3時間で均等にする案は、4時間必要なときには困ります。

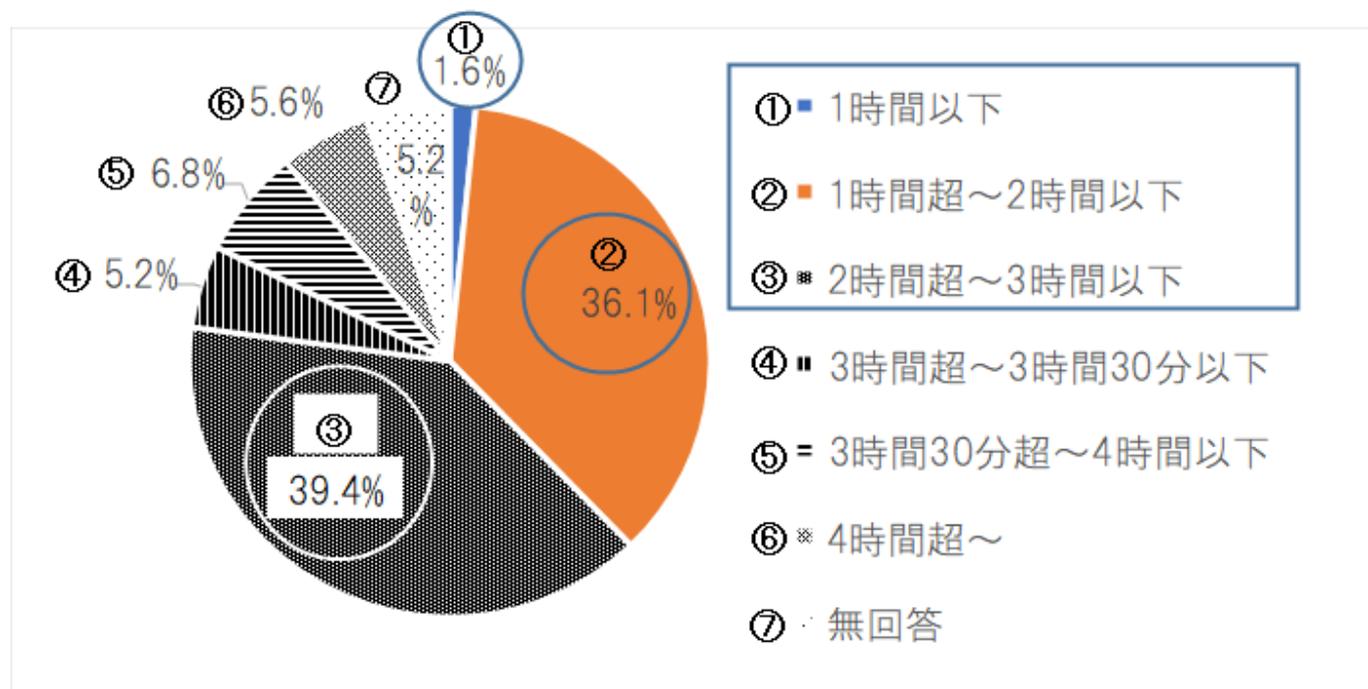
1区分の時間が短くなることで、文化や芸術分野の団体が使いづらくなったら、団体がなくなってしまうのではないかと心配しています。

講演会や発表会を開催する際は、3時間ではできません。

12時から開始する時間帯は、昼食の時間に重なるため疑問に思います。

利用状況（活動所要時間）

- ◆活動所要時間に関しては、**3時間以下**となっている団体が約**7割**となっているため、現在の利用区分の時間枠を使い切れていない状況が読み取れます。
- ◆「**2時間超～3時間以下**」の活動所要時間が約**4割**と一番多く、2時間超の時間を必要とする団体が多いことが分かります。



※3時間以下の団体を丸枠で囲んでいます。

※百分率 (%) の計算は、小数点第2位以下を四捨五入して算出しているため、合計が100%になっていません。

近隣自治体の状況

- ▼ 3時間均等の自治体は、4市（三鷹市、昭島市、東村山市、東久留米市）あります。
- ▼ 12時台を利用時間帯に含んでいる自治体は、4市（三鷹市、東村山市、東久留米市、西東京市）あります。
- ▼ 西東京市は以前3区分（午前:9時～13時、午後:13時～18時、夜間:18時～22時）でしたが、田無公民館の改修に合わせて4区分に変更し、改修後の現在も4区分を継続しています。

自治体名	三鷹市	昭島市	東村山市	武蔵村山市	東久留米市	西東京市
施設名	生涯学習センター	昭島市公民館	中央公民館 等	公民館 等	生涯学習センター	田無公民館 等
午 前	9時～12時 (3時間)	9時～12時 (3時間)	9時～12時 (3時間)	9時～12時 (3時間)	9時～12時 (3時間)	9時～13時 (4時間)
空き時間	30分	1時間	20分	1時間	40分	—
午後①	12時30分 ～15時30分 (3時間)	13時～16時 (3時間)	12時20分 ～15時20分 (3時間)	13時～15時 (2時間)	12時40分 ～15時40分 (3時間)	13時～16時 (3時間)
空き時間	15分	—	20分	—	10分	—
午後②	15時45分 ～18時45分 (3時間)	16時～19時 (3時間)	15時40分 ～18時40分 (3時間)	15時～17時 (2時間)	15時50分 ～18時50分 (3時間)	16時 ～18時30分 (2時間30分)
空き時間	15分	—	20分	1時間	10分	—
夜 間	19時～22時 (3時間)	19時～22時 (3時間)	19時～22時 (3時間)	18時～22時 (4時間)	19時～22時 (3時間)	18時30分 ～22時 (3時間30分)

※ 4区分案の決定に際して参考にした主な自治体（昭島市・西東京市）を太枠で囲んでいます。

市民センター（中央公民館）の休館期間（予定）

令和 **6** 年 **9** 月から

令和 **7** 年 **10** 月まで

※令和 **7** 年 **11** 月から運営再開

◎ 西河原公民館

⇒ 令和 **6** 年 **9** 月利用から

■ 多目的ホール特別申請

⇒ 令和 **6** 年 **3** 月から

■ 各部屋抽選予約

⇒ 令和 **6** 年 **6** 月から

◎ **中央公民館**

⇒ **令和 7 年 11 月**利用から

■ **各部屋抽選予約**

⇒ **令和 7 年 8 月**から

今後の主なスケジュール（予定）

令和5年12月

市議会で4区分制
に関する条例改正
について審議

※利用区分の変更は、
条例改正が必要に
なります。

令和6年9月～

西河原公民館で
4区分制を導入

※令和6年3月～
多目的ホール特別
申請開始

※令和6年6月～
抽選予約開始

令和7年11月～

市民センター改修
後の中央公民館で
4区分制を導入

※令和7年8月～
抽選予約開始